

青森県立保健大学大学院健康科学研究科 学位（修士）審査基準

修士の学位を受ける者は、研究倫理教育を修了し、適当と認められる者に対して修士の学位を授与する。また、修士の学位審査はディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に基づき、学位論文、最終試験（口頭試問）並びに公開審査会において、以下の評価基準により総合的に評価する。

1. 学位論文（修士）評価基準（特別研究あるいは課題研究）

- (1) 研究の目的及び意義が明確に示されていること。
- (2) 研究テーマに関する課題や背景の分析が、文献や関連資料などにより十分になされ、問題点を的確に把握していること。
- (3) 研究の方法（対象の選定、調査方法、データ分析など）が適正であること。
- (4) 得られた結果の説明、考察が妥当であり、適切であること。
- (5) 論文全体の構成が適正であり、記述内容が論理的で、整合性を有していること。
- (6) 当該研究領域の理論的見地または実証的見地から、独自性を有するものとなっていること。
- (7) 研究倫理が遵守されていること。

2. 最終試験（口頭試問）評価基準

1) 特別研究

- (1) 特別研究への取組や達成度が、一定の水準に達していること。
- (2) 特別研究の内容の説明や質問に対する回答が、的確かつ論理的であること。
- (3) 広汎な学識を備え、当該研究領域における研究能力と高度な専門性を必要とする職業を担うための専門知識を十分に身につけていること。

2) 課題研究

- (1) 課題研究への取組や達成度が、一定の水準にあること。
- (2) 研究内容の説明や質問に対する回答が、的確かつ論理的であること。
- (3) ケアとキュアの統合による高度な看護学の知識及び技術を十分に身につけていること。

3. 公開審査会評価基準（特別研究及び課題研究）

- (1) 学位論文と発表内容に整合性があること。
- (2) 聴衆が理解を深めることができる明快かつ効果的なプレゼンテーションがなされていること。
- (3) 質問に対して的確かつ論理的な回答がなされていること。

4 審査体制

学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において選出された主査1名及び副査2名以上の委員で構成する審査委員会が行う。

5 審査方法

上記評価基準の全てについて、各領域の専門性や論文の特性も十分に考慮した上で総合的に判断し、一定の水準に達していると認められるものを合格とする。